

第拾壹卷第九號目次

○秋風の賦

如柳子

○一致協和

如柳子

○兒童の模倣に就て

文學士 倉橋惣三

○遊戲上に現はれたる幼兒の模倣性

和田實

○兒童の模倣に就て

道師如柳子

○醫者同志で全て反対の養育法

農商務省 參事官 山脇春樹

○玩具に就て

若き父 高市次郎

○玩具は如何に選擇すべし

柳橋生

○幼稚園の戸外運動器具

高市次郎

フレーベル會規則

第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ケ

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ醸出スベシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條 本會ノ目的ヲ達セんが爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一 總會 每年四月廿一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、保育參考品幼兒成績物展覽等ヲナス

一 但シ會日ハ會員ノ意見見立之ヲ變更スルコトアルベシ

一 常會 每年二月、六月、十月、十二月ノ第二土曜日之ヲ開キ

一 保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス

一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスルモノヲ以テ組織シ

一 但シ別ニ組合規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一 雜誌發行 每月一回雜誌ヲ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス

一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長

幹事

評議員

會長

幹事

評議員

幹事

幹事

幹事

幹事

購讀の申込

(振替口座東京)

本誌を購讀なされたき方は會費一ヶ月銀十錢の割合で一ヶ月分をま

とめて振替貯金へ御拂込下されば直に雜誌を發送致します。

第十條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルコトアルベシ

第十一條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

◎拾二冊同金壹圓貳拾錢

◎郵券代用一割増